特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
38	予防接種に関する事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富山市長

個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

公表日

［令和7年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容　※	・予防接種法による予防接種の実施（①予防接種券の発行、②接種歴の管理） 　①については、各種の予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・Hib感染症・麻しん風しん・日本脳炎・BCG・小児の肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症・水痘・高齢者の肺炎球菌感染症・高齢者インフルエンザ・コロナウイルス・帯状疱疹、RSウイルス感染症等）における接種券発行、対象者名簿、保護者不明リスト作成。 　②については、各種予防接種後の接種日・量・LOT番号・医療機関のパンチ入力。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。 ・中間サーバーへの予防接種事務情報の副本登録と情報提供ネットワークシステムを介した情報照会及び提供を行う。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務（別添1参照）
③対象人数	[　30万人以上　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	予防接種台帳の作成、管理、保存及び接種券の発行、接種実績等の集計
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 母子保健システム、健康管理システム　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	母子保健システム
②システムの機能	予防接種台帳の作成、管理、保存及び接種券の発行、接種実績等の集計
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 健康管理システム、母子保健システム　）

システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1　宛名基本管理機能 　税関係（法人、共有者含む）、国民健康保険、国民年金、保育料、児童手当、福祉等の住民登録者及び住民登録外者の宛名を一括管理する。 2　宛名送付先管理機能 　各システムで出力する送付物に対する送付先宛名を管理する。送付先は使用する業務別に設定する。 3　納税関係者管理機能 　固定資産税、個人市民税、軽自動車税の納税義務者に対する納税管理人を管理する。また、相続代表人の管理も行う。 4　送達不能管理機能 　送達不能の管理を行う。 5　関連宛名管理機能 　再転入等による同一人の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 各事務システム　　）
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名（連携）システム
②システムの機能	1　宛名管理機能 　個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 　統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。 2　情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 　各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 　各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。 3　情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能) 　各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 各事務システム、中間サーバー　　）

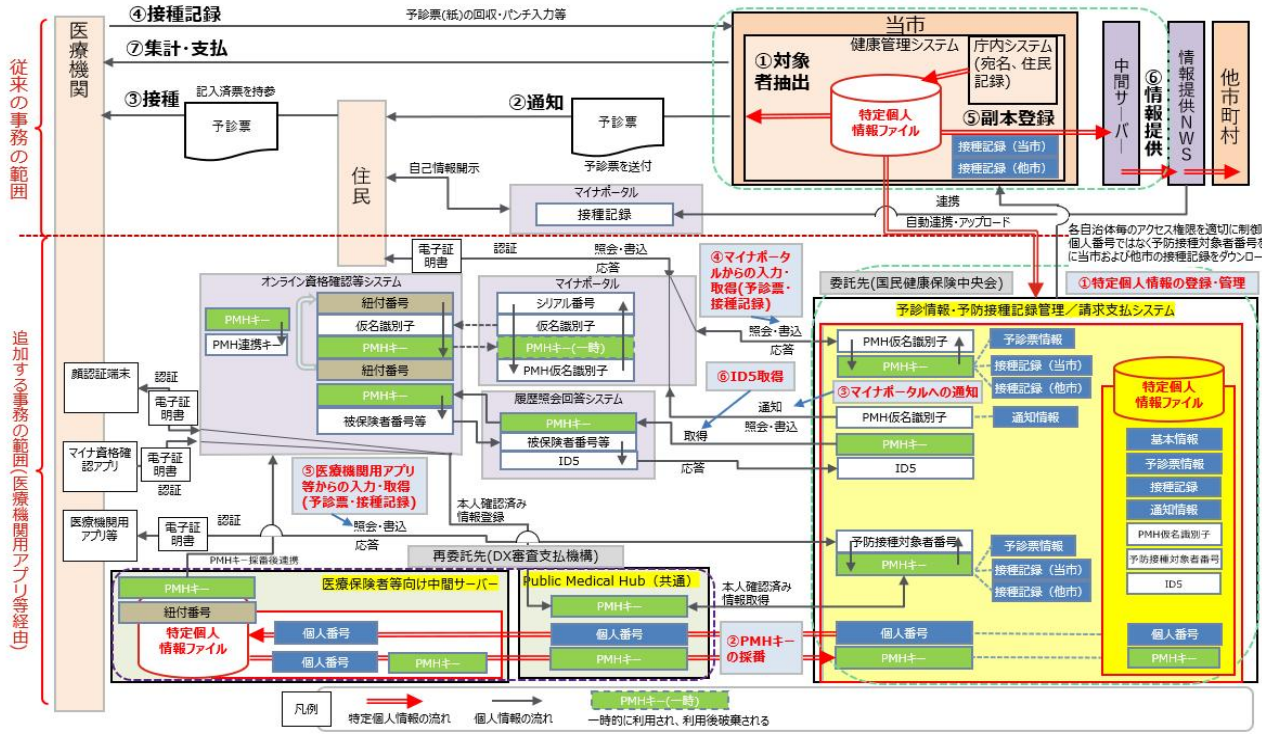
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1　符号管理機能 　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2　情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3　情報提供機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4　既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名（連携）システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。 5　情報提供等記録管理機能 　特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6　情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7　データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8　セキュリティ管理機能 　セキュリティを管理するための機能。 9　職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10　システム管理機能 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	・接種記録の管理
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム7	
①システムの名称	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム
②システムの機能	①予防接種関連データの登録機能（別添1参照） ②情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等（別添1参照） ③情報連携機能（マイナポータル）（別添1参照） ④情報連携機能（医療機関用アプリ等）（別添1参照） ⑤情報連携機能（履歴照会回答システム）（別添1参照）
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（健康管理システム、母子保健システム、マイナポータル、医療機関用アプリ、電子カルテ等、Public Medical Hub、履歴照会回答システム、オンライン資格確認等システム　）
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳特定個人ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種対象者および接種歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	・本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・本市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。
5. 個人番号の利用　※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表14の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] （25、26の項） [主務省令における情報照会の根拠] （25、26、27、28、29の項） 番号法19条第9号
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容

予防接種事務の概要　全体図

従来の事務では、①～⑦の流れで健康管理システム・中間サーバに情報が登録・連携される。今回利便性の向上のため、予防接種における住民からの予診票入力及び接種記録の取得、医療機関からの予診票取得、接種記録の入力等のオンライン化を事務の範囲に追加する。追加する事務では、①②の流れで、情報が連携され、住民がマイナポータル経由、医療機関が医療機関用アプリ等経由でオンライン化(③④⑤⑥)が実現できる。(　　部が評価対象の事務、　　部については医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（DX審査支払機構）がPIAを実施するため評価対象外)



（備考）

①特定個人情報の登録・管理
・本市は、健康管理システムからの情報連携又は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム画面への直接入力により、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて対象者の個人番号を含む対象者情報の登録を行う。(LGWAN回線等経由)
・本市区町村は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから接種記録等、必要な情報を自動連携またはダウンロードし、健康管理システム等への取込を行う。
・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。
②PMHキー採番
・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubに対して個人番号を連携することで、オンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。
・Public Medical Hubは、医療保険者等向け中間サーバーを経由しPMHキーを採番して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに回答する。
・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと個人番号を紐付けて、PMHキーと紐付番号をオンライン資格確認等システムへ連携する。
・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。
・マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子（PMH仮名識別子）を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、③④⑤⑥が可能となる。
③マイナポータルへの通知
・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、本市区町村は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを利用してマイナポータルに識別子（PMH仮名識別子）と通知情報を登録する。
④マイナポータルからの入力・取得（予診票・接種記録）
・住民は、マイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの予診票の事前入力や、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから接種記録や通知情報を閲覧/取得する。
⑤医療機関用アプリ等からの入力・取得（予診票・接種記録）
・医療機関が医療機関用アプリ等を利用し、接種時に住民からマイナンバーカードによる本人確認を経て、事前入力された予診票及び接種記録の閲覧/取得/入力を行う。
⑥ID5取得
・予防接種DBへの接種記録等の連携時に個人を特定する識別子情報として、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが履歴照会回答システム経由でID5を取得する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種台帳特定個人ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その必要性	予防接種対象者および接種歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　予防接種記録情報　）
	その妥当性	・個人番号：本人を正確に特定するために必要な事項 ・5情報：予防接種対象者の抽出や接種券等の送付において必要な事項 ・宛名番号：各システムと連携する上でキーとなる番号のため必要な事項 ・予防接種に関する情報（予防接種記録情報）：接種歴を正確に把握するために必要な事項 ・識別情報（その他の識別情報）：PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携キー、予防接種対象者番号、ID5・・・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが外部と連携するために必要な事項
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月1日
⑥事務担当部署		保健所保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民生活部市民課、市民税課、福祉保健部障害福祉課 ） [] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 宛名管理システム ） [○] 民間事業者 （ 医療機関 ） [○] その他 （ DX審査支払機構 ）
②入手方法	[○] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 宛名管理システム、Public Medical Hub、医療機関用アプリ等、マイナポータル ）
③入手の時期・頻度	庁内連携システム ・住民基本台帳システム、市民税課システム、障害福祉システムの異動ごとに随時入手 ・予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、Public Medical Hubから特定個人情報を入手する。 ・国が予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに登録した予診票のひな形に対して、住民が接種前にマイナポータル等を介して予診票情報を入力することにより、本市が個人情報を入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・接種時に、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリ等又は医療機関での顔認証端末を用いて、住民がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が入手した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人情報と結びついて特定個人情報となる。
④入手に係る妥当性	庁内連携システム ・住民情報を随時最新にすることは、対象者を正確に把握する上で必要である。 ・予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 （PMHキー採番処理依頼時に入手される特定個人情報） ・特定個人情報は、外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時にPublic Medical Hubを経由して医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 （その他：個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報） 本市区町村が入手する特定個人情報のうち、既存事務と同様に予診票に事前入力される事項は、本人又は本人の代理人から情報を入手し、予診票の医師記入欄及び接種記録は、予防接種を実施する医療機関から入手する。 ・予診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証（本人確認）の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて情報が入力される。接種を受託する医療機関は、当該情報確認し、接種の可否を判断する。 ・医療機関において、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等を用いた予診票の確認・接種記録がオンライン化されることにより住民及び医療機関の利便性の向上が図られる。また、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アプリ等又は顔認証端末を用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。
⑤本人への明示	庁内連携システム ・番号法第9条第1項　別表１４の項 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル等では、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、本人確認することにより入手する。

⑥使用目的 ※		・本市区町村は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健所保健予防課
	使用者数	[1,000人以上] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		・予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合入手する。 ・予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・医療機関等から提出された予防接種記録をシステムに入力し、管理を行う。 ・情報連携のため、本市区町村は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubに対してオンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hubを経由して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに応答する。
	情報の突合 ※	本人の申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容を突合する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	
⑨使用開始日		平成27年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]　＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （ 3 ） 件
委託事項1		健康管理システム等庁内連携システムの運用保守業務委託
①委託内容		運用・保守業務および法改正等によるシステム改修業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	法改正等によるシステム改修の検証および調査を行うため必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　(庁内関連システム　)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる
⑥委託先名		TISI株式会社　行政システム事業部
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　]　<選択肢> 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		ワクチン接種記録システム(VRS)の管理等
①委託内容		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　]　<選択肢> 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　(LG-WAN回線を用いた提供　)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託しない　]　<選択肢> 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの一部 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	
	その妥当性	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは公益社団法人国民健康保険中央会（以下、国保中央会という。）が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ただし、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納された特定個人情報は、自動処理により再々委託先（これ以降の全ての委託を含む。以下、同じ。）に情報連携されるため、富山県国民健康保険団体連合会（以下、富山県国保連合会という。）及び国保中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［ ○ ］その他　（ LGWAN又は閉鎖網回線を用いた提供　）
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載により確認できる。
⑥委託先名		富山県国保連合会
再委託	⑦再委託の有無　※	［　再委託する　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用保守 ・PMHキーの採番及びPMHキーを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先3	国民健康保険中央会（国）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 　ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 　なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 　・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 　・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 　・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 　・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	［　定められていない　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は予防接種を行ってから5年間保存しなければならないとされており、5年間は最低限保有している。
		・業務アプリケーションによるデータ消去は、論理的な消去に過ぎないため、ディスク交換やハード更改等の際は、論理的に消去されたデータが復元できないように、専用ソフトによる消去又は物理的な破壊を行うことで完全に消去する。なお、委託事業者がデータ消去を行う際は、作業完了の報告（実施日時、実施方法、証拠画像等）を書面により求めている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

③消去方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉 ・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを用いて消去することができる。 ・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7．備考	

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【予防接種台帳特定個人情報ファイル】
・個人番号
・宛名番号
・自治体コード
・接種券番号
・属性情報（氏名、生年月日、性別）
・接種状況（実施/未実施）
・接種回（1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目）
・接種日
・ワクチンメーカー
・ロット番号
・ワクチン種類（※）
・製品名（※）
・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※）
・証明書ID（※）
・証明書発行年月日（※）

※　新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目>
(1)対象者情報
・個人番号
・PMHキー
・PMH仮名識別子
・基本5情報（カナ・氏名・住所・生年月日・性別）
・保護者氏名
・自治体コード
・自治体業務ID
・連携ファイル名
・連携日時
・連携処理ステータス/エラー内容
・制御フラグ（リカバリー/不開示/閲覧停止）
・変更区分
・消除の異動日
・その他管理番号・ID等（予防接種対象者番号）
・その他区分等（接種対象者区分/減免区分）
(2)ユーザー情報
・機関マスタID
・機関ユーザーID
・メールアドレス
・ユーザー氏名
・ユーザー区分
・ユーザー権限ID
・個人番号閲覧可能フラグ
・ユーザー削除フラグ
(3)予診票情報
・項目ID
・管理ID
・更新日時
・回答ID
・回答内容
・回答処理ステータス
・回答日時
・接種不可フラグ
・予防接種設定ID
・予防接種管理ID
・組み合わせ番号
・強制失効日
・勧奨情報（ルールID、勧奨日）
(4)予防接種記録情報
・予防接種記録ID
・予防接種管理ID
・接種日
・接種同意フラグ
・医療機関コード
・医師名
・実施場所
・実施区分
・接種区分
・GTINコード
・ワクチンメーカー名
・ワクチン名（ワクチン一般名/ワクチン通称/ワクチン販売名）
・ロット番号
・接種量
・接種部位
・接種方法
・ワクチン有効期限
・要注意接種フラグ
・特別の事情
・海外接種フラグ
・更新日時
・最新/削除フラグ
・その他区分等（接種対象者区分/減免区分）

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民からの申請書等の入手については、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・申請者が代理人である場合には、本人からの委任を要し、代理人の身分証明書の提示を要件としている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみに与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリ等又は顔認証端末でマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリ等を介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステム的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステム的に制御している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出／申請等の際、様式において住民が使用目的を認識できるようになっている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 ・申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号はPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・提出された申請書等に記載されている個人番号と、本人から提示された身分証明書（個人番号カード等）及びシステムに表示される個人番号を突合させることで、個人番号の真正性を確認する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号はPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める規程に基づいて管理し、保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口で離席する場合は、必ず端末画面が見られないよう措置を講ずるものとする。 ・システム保守を行う委託事業者と秘密保持契約を締結し、委託事業者から情報が漏えいすることを防止する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、Public Medical Hubを経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。 ・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにアクセスする本市区町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリ等や住民から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当て職員カード（ICカード）とパスワードによる認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効を行う。
アクセス権限の管理		[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	・職員に異動があれば、システム管理者への申請によりユーザーIDの発行・失効が行われる。 ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・責任者は、ユーザIDや付与されているアクセス権限を定期的に確認し、業務上不要なユーザIDやアクセス権限を変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] ＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
	具体的な方法	・ユーザIDごとの使用履歴を取得し管理している。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・管理権限を与えた職員等へ、バックアップ用ファイル以外でファイルを複製しないよう指導する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		・外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等の公共機関の認定・認証を取得していることを確認している。 ・委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している] ＜選択肢＞ 1）制限している 2）制限していない
	具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
	具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・庁舎から書類を持ち出す場合は、枚数を確認し作業終了時に全て返却されていることを確認する。
特定個人情報の提供ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要に応じて本市職員が現地（委託先）での調査を行う。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先に情報を提供する際は、担当部署を通じて申請書を提出し、日付及び件数を記録する。
特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を含むデータ及び帳票をコピーする際には記録を残し、作業終了時には全てのコピーが消去又は廃棄、返却されていることを確認する。 ・委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させるとともに、必要に応じて本市職員が現地（委託先）での調査を行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	・秘密の保持・目的外の利用禁止・無断複製の禁止・秘密情報の返却・廃棄・再委託の禁止・目的外利用の禁止 〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 富山県国保連合会及び国保中央会は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 ・再々委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・国保中央会が、再々委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度又は随時）を実施する。 ・点検は、再々委託の相手方によるセルフチェックを基本とし、必要に応じて国保中央会が訪問確認を行う。 ・点検後に改善事項がある場合は、国保中央会が改善指示及び改善状況のモニタリングを行う。 ・国保中央会は、点検結果について富山県国保連合会及び本市に年1回報告を行う。
その他の措置の内容		〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置〉 ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先及び再委託先は、従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○] 提供・移転しない**
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名（連携）システムにおける措置＞ ・中間サーバーへの情報連携及び情報提供ネットワークを介して他団体への照会を行うものである。番号法に則したアクセス権が設定されており、事務毎に提供される情報が限定されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名（連携）システムにおける措置＞ ・中間サーバーから入手する情報は、改変することなく照会結果として確認できることが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名（連携）システムにおける措置＞ ・中間サーバーから入手する情報は、改変することなく照会結果として確認できることが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名（連携）システムにおける措置＞ ・庁内ネットワーク及びLGWANのみに接続されたシステムであり、操作ミス等による外部への情報漏洩は発生しない環境になっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名（連携）システムにおける措置＞ ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定められた事務以外において、情報提供することはできない。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名（連携）システムにおける措置＞ ・業務システムの情報を副本として中間サーバーへ連携するものであり、情報が改変されない仕組みであることが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号		[保管している] ＜選択肢＞ 1）保管している 2）保管していない
	具体的な保管方法	・死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		・保有する情報は、異動等があれば随時変更している。 ＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ・中間サーバーにおいては、団体内統合宛名（連携）システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、情報の更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[定めている] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
	手順の内容	・保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、保健所保健予防課の所属長の権限で消去を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	＜本市における措置＞ ・評価書の記載内容通りの運用ができているか、定期的に担当部署内において自己点検によるチェックを実施する。 ＜中間サーバー･プラットフォーム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	＜本市における措置＞ ・富山市情報システム等の管理運営に関する規則等に基づき、年次計画を策定し内部監査を実施している。監査項目に評価書に記載してある項目の確認や個人情報に関する管理体制等を加え、監査結果を踏まえて管理方法や体制の改善を図る。 ＜中間サーバー･プラットフォーム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォーム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムに関する項目について監査項目に加えるとともに、定期的な監査以外にも不定期に監査を実施し、厳格な管理を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜本市における措置＞ ・事務担当部署が移転先部署に対し、個人情報の管理や運用に必要となる手順等を周知する。 ・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティーポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。 ・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。 ＜中間サーバー･プラットフォーム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにおける措置＞ ・中間サーバー･プラットフォーム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー･プラットフォーム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策

＜中間サーバー･プラットフォーム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムにおける措置＞
・中間サーバー・プラットフォーム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払いシステムを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号　企画管理部 文書法務課 電話番号　076-443-2261　ファックス番号　076-443-2170
②請求方法	自己情報開示（訂正・削除・利用停止）請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。
特記事項	身分証明書等の提示により本人確認を行う。
③手数料等	[　無料　]　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料 （手数料額、納付方法：　）
④個人情報ファイル簿の公表	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
個人情報ファイル名	母子保健システム、健康管理システム
公表場所	富山市ホームページ https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/jyohokokai/1010947/1012727.html
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号　企画管理部 情報システム課 電話番号　076-443-2015
②対応方法	・問合せ受付票等を準備し、対応記録を残す。 ・規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月10日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	富山市ホームページ及び情報統計課において評価書案のを公表し、意見を求めた。なお、意見募集時には事前に広報誌において、意見募集の周知を図った。
②実施日・期間	令和3年8月20日（金）～令和3年9月21日（火）【意見募集期間】
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	評価書案に対する意見はなかった。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年2月21日
②方法	「富山市個人情報保護審査会」へ諮問を行い、評価書案に対する答申書を受け取った。
③結果	市民に対して、個人のプライバシーに関して、制度面およびシステム面において保護措置を十分に講じている旨をより一層、明確に周知すること、委託先事業者が情報漏洩事故を発生させないよう十分に監督するようにとの意見があった。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月13日	Ⅰ基本情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務	・ワクチン接種記録システム（VRS）への予防接種対象者および発行した接種券の登録。また、接種後の	・ワクチン接種記録システム（VRS）への予防接種対象者および発行した接種券の登録。また、接種後の	事前	
令和6年3月13日	Ⅰ基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において	・他市区町村への接種記録の照会・提供	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅰ基本情報　4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由　②実現	転入・転出により2回の接種を異なる市区町村で受ける場合や接種券を紛失した場合などにおいて、正	接種券を紛失した場合などにおいて、正確な接種歴を確認することができ、新型コロナウイルス感染症	事前	
令和6年3月13日	Ⅰ基本情報　（別添1）事務の内容	従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで	予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町	事前	
令和6年3月13日	Ⅰ基本情報　（別添1）事務の内容	（省略）	「②特定個人情報ファイル（csvファイル）の登録、個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属	事前	
令和6年3月13日	Ⅰ基本情報　（別添1）事務の内容	（省略）	「③他市町村からの照会に応じて接種記録を提供（従来事務の⑥に代わるプロセス）」の流れを削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用	［〇］行政機関・地方独立行政法人等（内閣官房）	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用	・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町	本人の申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容を突合する。	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用	転入者への接種券の発行	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	［〇］提供を行っている（3件）	［〇］提供を行っている（2件）	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	市区町村長	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	番号法　第19条第16号	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	市区町村コード及び転入者の個人番号（本人からの同意が得られた場合のみ）	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	10万人以上100万人未満	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	「2．③対象となる本人の範囲」と同じ	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	［〇］その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	①転入者本人からの個人番号の入手 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から	※左記を削除	事前	

令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	[記録を残している]	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	[定めている]	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供・移転を行なうこととしている。	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	[十分である]	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	[十分である]	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	[十分である]	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事前	
令和6年3月13日	Ⅴ．開示請求、問合せ 2．特定個人情報ファイルの取扱	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号　企画管理部 情報	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号　企画管理部 情報	事後	組織改正に伴う修正
令和7年3月25日	評価書名	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務全項目評価書	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（特例臨時）事務全項目評価書	事後	
令和7年3月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	富山市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルを取り扱う	富山市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（特例臨時）事務における特定個人情報ファイ	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（特例臨時）事務	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り	・予防接種券および予診票、対象者名簿の作成。 ・接種歴の管理	・接種歴の管理 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づ	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 基本情報 5．個人番号の利用※	・番号法第9条第1項　別表第一　10項	・番号法第9条第1項　別表１４の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅰ 基本情報 6．情報提供ネットワークシステ	・番号法第19条第8号　別表第二 [別表第二における情報提供の根拠]	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表 [主務省令における情報提供の根拠]	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅰ基本情報 （別添1）事務の内容	（省略）	「令和６年４月３０日を以て運用終了」を明記	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ基本情報 （別添1）事務の内容	（省略）	「令和６年１０月１日以降、アクセス不可」を明記	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用	[○]その他 （ワクチン接種記録システム(VRS)）	[]その他 （　　）	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用	ワクチン接種記録システム(VRS)	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用	ワクチン接種記録システム(VRS)	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用	・番号法第9条第1項　別表第一　10項	・番号法第9条第1項　別表１４の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用	ワクチン接種記録システム(VRS)	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用	予防接種台帳の作成、管理、保存および接種券の発行、接種歴等の集計を行うため。	予防接種台帳の作成、管理、保存および新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行を行うため。	事後	
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用	※右記を追加	・医療機関等から提出された予防接種記録をシステムに入力し、管理を行う。	事後	

令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	番号法　第19条第8号　別表第二（16の2項）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	番号法　第19条第8号　別表第二（16の3項）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別添2）特定個人情報ファイル	・接種回（1回目/2回目）	・接種回（1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目）	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・番号法の別表第一に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなく	番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなって	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	（※2）番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・	（※2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごと	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・予め権限が付与された職員のみが利用できる。番号法の別表第二で定められた事務以外において、	・予め権限が付与された職員のみが利用できる。番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞	※左記を削除	事後	
令和7年3月25日	Ⅵ 評価実施手続 1.基礎項目評価	2022/3/3	2025/3/10	事後	
令和8年5月13日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」シート	4情報（氏名、性別、生年月日、住所）	5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）	事後	様式改正に伴う修正
	評価書名変更（新型コロナウイルス感染症（全項目評価書）に予防接種事務（重点項目評価書）の項目を追加）	新型コロナウイルス感染症　全項目評価書	予防接種に関する事務　全項目評価書	事前	ガバメントクラウド対応